

令和8年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年4月27日（月） 午前8時55分～11時20分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薗 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名（5番 古賀 久美子 委員・6番 久木山 純広 委員）

議事日程

日程第1 報告議案第7号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法について
日程第2 報告議案第8号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
日程第3 議案第17号	農地法第3条第1項の規定による許可申請（5件）について
日程第4 議案第18号	農地法第5条第1項の規定による許可申請（4件）について
日程第5 議案第19号	非農地証明願（7件）について
日程第6 議案第20号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について
日程第7 議案第21号	令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和8年第4回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。本日は開会に先立ちまして、「令和8年度の農業振興に関する重点施策等について」農政課の皆様に、説明をお願いしてあります。農政課の皆様よろしく申し上げます。

農政課職員 (農政課説明)

局長 ありがとうございます。何かご質問等がありますか。

(質問等に対する回答終了後)

局長 農政課の皆様、お忙しい中ありがとうございました。
それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしく申し上げます。

議長 会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されていることを報告いたします。

議長 まず、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員は、5 番 古賀久美子 委員と、6

番 久木山純広 委員にお願いしたいと思います。

それではただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇委員はご退席をお願いします。

(〇〇委員退席後)

事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1ページをご覧ください。日程第1報告議案第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は、1件1筆1,665㎡で、今後耕作者を変更するための解約です。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。皆さんの方から何かご質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法については、報告のとおり受理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第1報告議案第7号については報告のとおり受理することといたします。

〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員着席後)

次に日程第2報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをご覧ください。日程第2報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は1件3筆8,392㎡です。次の3ページの3条申請を行うための解約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第2報告議案第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法については、報告のとおり受理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2報告議案第8号については、報告のとおり受理することといたします。

次に日程第3議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件であります。事務局の説明、その後調査員からの調査報告をお願いして、5件終了後質疑に入りたいと思います。それでは、No.1についての説明をお願いします。

棚町主査 日程第3議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は5件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。調査は【正】を野元委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、4月23日(木)午後2時30分より、行政書士立会いのもと、木場委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は3、4ページになりますので参照してください。申請地は農用地区域内農地です。今回申請地を購入されとのことですが、現在も申請人が貸借によりサワーポメロ、ポンカン等の果樹を栽培中です。労働力は2人で、農機具の保有状況は、農機具一式をお父さんが所有されています。自宅からの通作距離は4kmです。私達の調査では、特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次にNo.2について、説明をお願いします。

棚町主査 5ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。譲渡人には違反転用がありますので、後程25ページでご審議い

ただきます。申請地は農用地区域外農地で、譲受人の自宅敷地の隣です。調査は【正】を上迫田委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

上迫田委員 8番上迫田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、4月22日午後3時30分より、行政書士立会いのもと、川畑委員と3名で調査をしましたのでご報告いたします。申請地の位置図は、資料の5～6ページを参照してください。農地区分は農用地区域外農地で、農地の売買です。現在譲受人が耕作されていて、梅、桃、みかんが植えられていて、労働力は1人で、自家消費です。農機具は草払い機、噴霧器等所有されています。自宅からの距離は50mです。私達の見たと、何ら問題はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次にNo.3について、説明をお願いします。

棚町主査 7ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地で、譲受人の自宅の隣です。調査は【正】を川畑委員、【副】を上迫田委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 11番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、現地調査報告をいたします。場所等につきましては、資料の7～8ページを参照してください。4月22日16時15分より、行政書士、上迫田委員と私で調査をしました。農地区分は農用地区域外農地です。譲受人は贈与により畑158㎡を耕作されるということです。労働力は1人、農機具は小型耕耘機、刈払機等所有されており、自家消費野菜を栽培されるということです。通作距離は約10mで、自宅の隣になります。譲受人は労力、施設とも満たしておられ、耕作に何ら問題はないと思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次にNo.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9 ページをご覧ください。No.4 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。今までも相対で譲受人が耕作をしています。調査は【正】を池田善之委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

池田（善）委員 10 番池田です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No.4 について、4 月 24 日午前 9 時より、申請人本人立会いのもと、池田一成委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域内農地です。位置図は 9～10 ページを参照してください。申請地は現在申請人が隣接する農地と合わせて相対で栽培を行っており、申請地を売買にて取得して、引続き温州みかんと梅を栽培するとのことです。収穫した栽培品は自家用や親戚への贈答用だそうです。農作業に従事する者は 1 名で、耕耘機や草払機、動噴等栽培に必要な農機具一式を持っておられます。自宅からの通作距離は 1 km で、通作時間は 5 分程です。調査の結果何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次に No.5 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 11 ページをご覧ください。No.5 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。譲渡人には違反転用がありますので、後程 31 ページ～33 ページでご審議いただきます。申請地は農用地区域内農地です。調査は【正】を川畑委員、【副】を上迫田委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 11 番川畑です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No.5 について、現地調査報告をいたします。場所等につきましては、資料の 11～12 ページを参照してください。4 月 22 日 16 時 40 分より、行政書士、上迫田委員と私で調査をしました。農地区分は農用地区域内農地です。譲受人は申請地を買い受け、加工用さつまいもを栽培される計画です。労働力は常時 1 名ですが、植付け、収穫等労力が必要な時は、応援をもらえるとのことです。農機具はトラクター、芋栽培用アタッチメント、刈払機、薬剤散布機等所有されています。通作距離

は自宅から約3 kmです。譲受人は他にもさつまいもを栽培されており、労力、農機具等も十分あり、耕作に何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただ今事務局、調査員からの報告が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。まずNo.1 について、何かご質疑ございますか。

池田（一）委員 よろしいですか。

議長 はい。

池田（一）委員 先程2 ページであった面積のところですが、照島〇〇番は 3,166 m² あるんですけど、うち 2,082 m² が中間管理機構で合意解約という形で先程決定されたところなんですけど、ただ今のところの面積が違うと思ったら、ここの 3,166 のうち 2,082 m² となっているんですけど、遡る形になっているけど、何でこうなっているのか説明頂ければ有難いです。

棚町主査 はい、事務局からよろしいでしょうか。

議長 はい。

棚町主査 まず2 ページの方ですが、照島〇〇番は面積が 3,166 のうち 2,082 m² となっております。（スクリーンを指して）ここの所なんですけど、南側が山林化しているんです。ここまで契約をしたら賃貸借ですの
で、使用料を払わないといけないということで、この部分を除いた耕作ができる部分だけを契約されていたようです。今回の3 条申請の3 ページになりますが、ここを分筆されずにこの筆全体を譲り受けられるということで、今回の面積となっております。

池田（一）委員 ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

池田（一）委員 はい。

議長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、No.2 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.3 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、No.4 について何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、No.5 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それぞれないようです。日程第3議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請5件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということで日程第3議案第17号については、申請のとおり5件とも許可することといたします。

次に、日程第4議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いして、4件終了後質疑に入りたいと思いますので、まずNo.1から事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第4議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件についてであります。13ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

5番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、4月22日（水）午前9時より行政書士立会いのもと、外菌委員と調査をしましたので報告いたします。資料の13、14ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地で、転用目的は借家住まいで手狭なため、申請地に住居を建築したい。被害防除計画書の造成計画は最高で0.6mの切り土を行う。それに伴う被害防除策としてブロック2～3段の土留め工事をする。周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼすおそれを生じさせないための対策として幅1.5m～2.5m程度の緑地、緩衝地を設ける。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜樹で水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。付近の状況ですが、北と西側は畑、東と南側は道路です。資金調達計画は融資で、工期は6月～9月となっております。5条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

15ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、準工業地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

木場委員

3番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について報告します。調査は4月23日午後2時より、行政書士立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたので報告します。位置図は15、16ページを参照してください。住宅を建築するためです。第3種農地、準工業地帯です。許可が出次第着工します。5条申請に必要な書類は備考欄に記載されています。用排水計画の用水計画は、公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽に排水する。位置図の南は宅地、北は公共用道路、西は宅地、東は宅地、周囲には耕作している農地はありません。私たちが調査した結果は特に問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

します。

原田主査

17 ページをお開きください。No.3 についてご説明いたします。本件申請地は、昭和 20 年に譲受人の父が隣接地に住宅を建築した際、境界を誤って申請地に排水管を設置しました。現在、隣接地の住宅は取り壊されましたが、申請地を譲り受けて排水管を管理するための申請であります。第 3 種農地で、第 1 種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を久木山委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

4 番樋ノ口です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No.3 について、4 月 23 日午前 9 時より行政書士立ち合いのもと、久木山委員と私が調査を実施しましたので報告します。転用目的は、申請地を譲り受け、隣接する宅地の排水管を管理したいそうです。第 3 種農地、第 1 種住居地域です。以前は出入口の一部分で、舗装されています。また、排水路は隣接地の排水に使用されていたとのことです。今後は現状のままで使用して、排水は北側水路へ自然流下する。顛末書等が提出されています。東が畑、西が宅地、南が宅地、北が市道です。私たちの見たところでは問題ないと思います。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。次に No.4 について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

19 ページをお開きください。No.4 についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、父所有の申請地及び隣接する小藪〇〇番、宅地 46.65 m²を譲り受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。第 2 種農地で、その他の農地であります。父から生前贈与でもらえる土地が申請地しかないため、他の代替地は検討していません。調査委員は【正】を外藪委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

外藪委員

9 番外藪です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No.4 について、4 月 22 日午前 9 時 25 分より代理人立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は 19、20 ページを参照してください。転用事由は、現在借家住まいで手狭で

あるため、父より申請地を譲り受け、融資を受けて建築するものです。農地区分は第2種農地、その他農地です。申請地の東側に宅地〇〇番があり、道路に面しているためそこを取得し、一体利用するものです。〇〇番を70cm程切り土して入口にし、被害防除対策としてブロック2段から3段の土留め工事をする。周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として1.5m～1.62m程度の緑地、緩衝地を設ける。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枥及び水路放流、污水处理・生活雑排水は合併浄化槽です。申請地の東は道路、西側、南側は畑、北側は宅地です。着工予定は許可あり次第、5条申請の備考欄に添付書類は記載してあります。私たちの調査では特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。それではこれより質疑に入りたいと思います。まず、No.1について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

次にNo.2について何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

次にNo.3について何かご質疑ございませんか。

池田（一）委員

はい、よろしいですか。

議長

はい。

池田（一）委員

No.3についてですが、転用というかそのまま所有権を移すだけということですね。そうした場合に、これを畑から宅地に変えなければいけないということになりますけど、最終的に条件として、司法書士が入るのかわかりませんが、宅地変更した報告をもらうようにしないと所有権移転が登記されてそのままになる可能性があると思うんですよ。だからそこを条件付きにしたらどうかなと思いますけど、いかがでしょうか。

原田主査

地目変更の届も必ずするようにということで、許可書と一緒に行政書士の方にはお渡ししております。

池田（一）委員 じゃあ、漏れることは無いということですね。

久木山委員 調査当日も、行政書士がちゃんと手続きをしますからということでした。

池田（一）委員 間違いはないんですね。

久木山委員 間違いはないと思います。〇〇行政書士ですので。

池田（一）委員 一般的に所有権移転をして、そのまま置いてあることもあったりするものですから、今回の調査でも、だからそのチェックを入れてもらいたいという意味です。

議長 それではそのようにお願いします。他にNo.3 についてご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.4 について何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、日程第4 議案第 18 号農地法第5 条第1 項の規定による許可申請4 件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということで、日程第4 議案第 18 号については、申請のとおり許可することとします。

次に日程第5 議案第 19 号非農地証明願7 件について、事務局の説明をお願いします。なお、No.3 については、調査委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど調査報告をお願いします。それではNo.1 から説明をお願いします。

原田主査 日程第5 議案第 19 号非農地証明願7 件についてであります。21 ページをお開きください。No.1 についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、昭和 60 年に申請地に砂利を敷いてしまいました。現在まで隣地の宅地の一部と駐車場として利用しており、始末書

が添付してあります。

23 ページをお開きください。No. 2 についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった所有者の親が農地法の手続きを知らず、20 年以上前に申請地に砂利を敷いてしまいました。現在まで隣地の宅地の一部と駐車場として利用しております。

25 ページをお開きください。No. 3 についてご説明の前に修正をお願いいたします。申請事由の中の展開の文字は正しくは転がす、回すの転回へ修正の程よろしくをお願いいたします。申請は4筆ありますが、照島〇〇番、〇〇番、〇〇番につきましては、既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者の母が農地法の手続きを知らず、平成3年に申請地に砂利を敷いてしまいました。現在まで隣地の貸家の駐車場と、転回スペースとして利用しております。調査委員は【正】を上迫田委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ここで調査委員の報告をお願いします。

上迫田委員

8 番上迫田です。日程第 5 議案第 19 号非農地証明願No. 3 について、4 月 22 日午後 3 時 30 分より、代理人の行政書士立ち会いのもと、川畑委員と 3 名で調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は 25～26 ページになり、第 2 種農地です。申請人の母が農地法の手続きを知らず、〇〇番に家を建て、〇〇番と〇〇番には家への出入り口として、平成 3 年に申請地に砂利を敷いて、駐車場及び道路、車の転回スペースとして現在まで利用しています。〇〇番は、まだ非農地判断されていませんが、現地には砂利が敷かれ、焼却炉もあり、庭の一部として使用されています。今後農地としての利用はできないと思われませんが、皆様方のご審議、よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。次にNo. 4 から、引き続き事務局の説明をお願いします。

原田主査

27 ページをお開きください。No. 4 についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、平成 18 年に小屋を建ててしまいました。現在まで馬の飼育場と調教場として利用しており、始末書が添付してあります。

29 ページをお開きください。No. 5 についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、20 年以上前に申請地に砂利を敷いてしまい

ました。現在まで駐車場として利用しており、始末書が添付してあります。

31 ページをお開きください。No.6 についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、平成 10 年から近隣住民のための駐車場として利用しており、始末書が添付してあります。

33 ページをお開きください。No.7 についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、昭和 63 年に賃貸により倉庫を建築しました。現在まで宅地として利用しており、始末書が添付してあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、No.3 の調査委員の報告も含めて事務局からの説明もございました。非農地証明願 7 件ですが、これより質疑に入りたいと思いますけど、皆さんの方からそれぞれご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第 5 議案第 19 号非農地証明願 7 件については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第 5 議案第 19 号については、非農地証明を発行することといたします。

次に日程第 6 議案第 20 号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

35、36 ページをご覧ください。日程第 6 議案第 20 号令和 8 年 7 月 1 日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。6 番、12 番、13 番は基盤強化法の契約満了に伴い、中間管理法で新たに再契約を行うものです。13 件、21 筆 15,815 m²で、全て新規の契約です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

日程第6議案第20号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第6議案第20号については、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第7議案第21号令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第7議案第21号令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について説明申し上げます。別紙資料をお願いします。

1の農業委員会の現在の体制については、農業委員定数12名に対し12名。農地利用最適化推進委員は、定数3名に対し3名です。

2の農家・農地等の概要の農家数・従事者数は、直近の農林業センサス等の数で、右の表の認定農業者等の数については、農政課からの資料により作成いたしました。その下の耕地面積については、農水省からの資料によるものです。

次のページ、2の最適化活動の目標ですが、1の最適化活動の成果目標の①については、農政課からの資料により作成しております。

②目標については、県からの目標通知により新規集積面積を9.2haとし、年度末の集積面積をこれまでの集積面積に新規集積面積を足し、207.5haとしました。集積率は小数点以下二桁を四捨五入した数となっています。

(2)の遊休農地の解消としては、①は現状ですが、②目標のアのa緑区分の解消として、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積という事なので、昨年と変わりません。なお、bの黄区分、利用状況調査で草や背丈ほどの木が生えていて、草払いや重機を使い圃場整備すれば耕作できる状況に戻せるものということですが、その策定方針については、昨年同様、地域との話し合い活動等により関係機関と協議し、検討するという旨の文を記載しました。その下イの新規発生遊休農地の解消については、昨年度新たにAの緑に変更された面積27.1haとなっています。

(3)新規参入の促進については、①の新規参入は前年同様0でした。②目標として、面積は令和2年度から令和4年度の権利移動面積の平均5.7haの10分の1以上を設定するようにとのことで0.5haとしました。

2最適化活動の活動目標としては、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として一人あたり昨年同様1カ月で10日としまし

た。昨年度は平均月 11 日でしたが、活動していても記録簿に記入していない方がおりましたので、活動したら少しのことでもよろしいので記入していただけたらと思います。また、その際は先日県の研修会でも言われましたが、活動日ごとに場所、相手方、活動内容等を具体的に記録するようにお願いします。

(2) 活動強化月間の設定目標は、昨年と同様に利用状況調査後の意向調査について強化月間として記載いたしました。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、昨年の実績と同様に新規就農者をはげます会に参加という事で記載いたしました。

以上で説明を終わりますが、御審議いただいた後、これを県に提出いたします。その場合県等から修正があった場合は、事務局側で対応していきますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑はございますか。

古川推進委員 いいですか、活動記録簿の書き方についてですが、活動の項目分類がなかなかわからないんですけれども。

松原主査 どうしてもわからない場合は、空欄で提出していただければ、こちらで内容を見て判断したいと思います。また、書いてあっても、その内容を見て、間違いないかの判断をしていますので。

古川推進委員 活動の相手とか、書かないといけないのかと思うんですけど。

松原主査 その活動を、委員ごとに表にしていまして、3月に活動費をもらっておられると思うんですけど、それに反映しているんです。数が少ないと、減額になります。国からの活動費の補助になっております。最適化活動をされた日数等で判断されます。

古川推進委員 活動内容を書いても、それに該当するのかどうかと思うんです。

議長 書いてもらえればいいと思います。

久木山委員 わからないものは、事務局が判断をするはずですよ。

外薮委員 我々も同じように思っているんです。書いてみて、分類が違う時には記録簿に書いてもらえれば、わかるのですが。

松原主査 悩んだ時には、幅広い「3-5」とかですね、こちらも判断に迷っ

た時には「3－5」とか結構使いますので。

議長 確かにみなさん、悩まれるところなので。

古川推進委員 手引きを参考にして書くんですけど、合っているのかよくわからなくて。

議長 そこは事務局の意見も聞きながら、慣れるまでは大変でしょうけど、よろしくお願いします。

池田（一）委員 自分がちゃんと目標を達成しているかなというところを確認したいんですが、そこだけは個別に教えていただければ有難いと思います。

議長 これを全部1冊埋めたら活動は達成したことになるんだけど、同じ日だったり、これは除外になるとかいう場合もあるんですよ。知りたい方は事務局の方にお尋ねください。他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは日程第7議案第21号令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということで、日程第7議案第21号については、原案のとおり決定したいと思います。なお、先程事務局の方からもありましたとおり、細かい文字の訂正等については、事務局にお任せいただきたいと思います。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____
• _____

